

2008年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の連続改悪など構造改革により格差と貧困がいつそう拡大し、国民のいのちと暮らしが脅かされ、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

医療や介護の連続した負担増とあわせ、2008年4月から始まった「高齢者は早く死ね」と言わんばかりの後期高齢者医療制度に対し「廃止せよ」の怒りの声が広がっています。

さらに、施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も来年3回目の見直しを実施されますが、政府は介護保険料の引き上げやサービスの制限を一層すすめるようとしています。そのうえ社会保障の財源を消費税増税で賄おうとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

A: 飛島村では、全ての村民が安心して幸せな毎日を過ごせるよう「生き生き長寿村構想」を核に、福祉の充実に取り組みながら生き生きと元気に暮らせる日本一の長寿村を目指して今後においても諸施策を展開していきます。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

A: 現在、第4期介護保険計画策定作業中であり、保険料推計中であるが、09年度からの予定されている介護報酬改定及び高齢者人口の増加に伴う要介護認定者数の増加等を鑑みると保険料の引き下げは困難と考える。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

A: これまで同様、保険料段階を多段階性とし、所得相応の保険料段階を設定予定

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

A: 国の制度に従っていく予定です。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

A: 国の制度に従っていく予定です。

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サ

ービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

A:施設整備は圏域(海部)毎での整備であり圏域にて検討していきます。

- ⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

A:国の制度に従っていく予定です。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

A:料金引き上げの予定はなく、休日を除いた日において希望通り配食を実施中。ふれあい昼食会についても実施中

- ②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

イ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

A:本村には高齢者、障害者福祉の拠点となる施設を有しており、施設利用者の利便を図る目的で老人クラブ例会時の送迎はもとより、個人利用者のために週2回の巡回バスも実施しており、今後においても現行サービスを継続予定です。

(3) 障がい者控除の認定について

- ①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

A:平成19年の申告分より実施

- ②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

A:平成18年申告分より申請の案内及び申請書個別送付を実施中

2. 高齢者医療の充実について

- ①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

A:加えている。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないください。

A:広域連合の指導を受けながら検討したい。

- ③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

A:県の動向を見ながら福祉医療の充実を図っていききたい。

- ④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

A:ない。

3. 子育て支援について

- ①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

A:実施している。

- ②妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

A:産前健診は、平成20年度より14回を無料でうけていただけるようになっていました。

産後健診については、現在実施していませんが、今後近隣市町村の状況等も踏まえ検討していきたいと思っております。

4. 国保の改善について

- ①保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

A:一般会計からの繰入を十分行っており、減免制度も整備しています。

イ. 就学前の子どもについては、均等割の対象とししないでください。

A:医療費の無料化や就学祝金制度等の他の施策で支援しています。

ウ. 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

A:今後の検討課題とします。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

A:今後の検討課題とします。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

A:資格証明書の発行はしていません。

イ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

A:強制的な徴収は行っておらず、滞納者と十分話し合ったうえで計画的な分納指導を行っています。

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

A:現在も行っておらず、今後も行わない方針である。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

A:1.3倍以下は一部負担金を猶予としている。

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

A:現在のところ国の基準どおり実施をしている。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

A:市町村単独事業ではあるが、近隣町村との調整も必要となるので福祉圏域で調整をする必要がある。

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

A:障害者(児)・保護者・家族等にアンケートを実施し、事業所等については聞き取り調査を行い地域のニーズを把握し、計画づくりを進めます。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

A:特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、個別医療機関委託・集団健診を実施しており、個人が受診しやすい方法を選んでいただけるようにしています。自己負担金については、集団健診は、節目健診・70歳以上の方を無料としているほか、それ以外の年齢の方にも低額で受診していただけるよう配慮しています。個別医療機関委託健診の自己負担金は、海部地区統一となっているため、今後他市町村とも協議し検討していきます。

②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

A:歯周疾患検診は、対象年齢を特に節目に限定せず、集団検診では、30歳以上・個別検診では40歳以上の方に年1回受診していただけるよう体制を整えています。

自己負担金は、集団検診は無料、個別検診は、70歳以上無料としています。

7. 地方税の徴収について

①地方税の年金天引きを行わないでください。

A: 国保税は行っていない。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。
- ②後期高齢者医療制度は廃止してください。
- ③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。
- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。
- ⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。
- ②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。
- ③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。
- ④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。
- ⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。
- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。
- ⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

- ①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。
- ②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。
- ③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。
- ④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。
- ⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上